

くじゅう地区管理運営協議会 賛助会員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、くじゅう地区管理運営協議会（以下、「協議会」という。）規約第17条に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し、必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 協議会の目的に賛同する個人または団体は、賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、協議会事務局に加入申込書を提出し、会費を納入するものとする。
- 3 会員には会員証を発行する。
- 4 会員の期間は、会費を納入した日より年度末（3月末日）までとする。

(会 費)

第3条 賛助会員の会費は、会員の区分ごとに次のとおりとし、一口以上納入することができる。

- (1) 個人会員 1口 3,000円
 - (2) 団体会員 1口 10,000円
- 2 会費は原則として、所定の期日までに納入しなければならない。

(退 会)

第4条 退会しようとする会員は、その意思を協議会事務局に伝えることにより、任意に退会することができる。

(会員の資格喪失)

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 所定の期日までに会費を納入しない場合
- (4) 除名されたとき

(除 名)

第6条 会員が協議会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、会長は幹事会又は役員会の決議を経て、除名することができる。

(会費の不返還)

第7条 既に納入した会費は、返還しない。

(庶 務)

第8条 賛助会員の庶務は、協議会事務局において処理する。

(附 則)

本規程は、平成28年5月31日から適用する。